

令和 7 年 4 月 1 日

関係者各位

財務部契約課
(担当：工事契約係)

補助技術者の配置について

標記制度については、平成 28 年 3 月 25 日付けで通知しているところですが、配置対象工事の金額が変更となったため、お知らせします。

1. 緩和措置の内容

主任（監理）技術者のほかに、補助技術者 1 名の配置を認める。

2. 緩和措置の対象工事

新潟市の発注工事すべて（新潟市水道局、新潟市民病院発注案件を除く）

3. 補助技術者の兼務

①技術者の専任を要しない工事の補助技術者の兼務は可能とする。

②技術者の専任を要する工事の補助技術者の兼務は、主任技術者の取り扱いと同様とする。

③現場代理人との兼務を認める。

※補助技術者として配置される同一工事の現場代理人と兼務可能ですが、その場合は他の工事の補助技術者になれません。（他の工事の現場代理人として兼務可能な場合を除く）

4. 補助技術者の資格

主任（監理）技術者となりうる実務経験者及び国家資格保有者

5. 提出書類

契約締結後、補助技術者名を記載した「工事着手届、現場代理人、主任技術者等決定・変更届」を監督員に提出するものとする。

6. 配置対象工事

予定価格が 400 万円超の建設工事

7. その他

①本運用に基づいて配置した補助技術者の取扱いは、主任（監理）技術者の取り扱いと同様とします。

②受注時又は変更時に工事請負代金が 500 万以上となった場合は、補助技術者をコリンズ（技術者情報）へ登録してください。

8. 本運用の適用開始時期

令和 7 年 4 月 1 日以降の指名通知、入札公告案件から適用します。

記載例

工 事 着 手 届
現場代理人，主任技術者等決定・変更届

年 月 日

新潟市長 様

受注者住所
商号又は名称
代表者

下記のとおり工事に着手し、現場代理人、主任技術者等を決定・変更しました。

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	新潟市
工事着手年月日	
現場代理人 ※注1	有 ・ 無
主任技術者 ※注2	兼任状況 ・ 有 ・ 無
監理技術者 ※注3	兼任状況 ・ 有 ・ 無
監理技術者補佐 ※注4	
補助技術者 ※注5	
現場代理人に 委任しない事項	

・ 専門技術者欄を修正して記入してください。
・ 補助技術者の兼任状況も追加して記入してください。

- 注 1 兼任状況「有」の場合は、別途兼任届を提出すること。
2 専任を要する案件において兼任状況「有」の場合は、別途兼任届を提出すること。
3 監理技術者は、建設業法第26条第2項に該当する場合にのみ記入すること。
4 監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項第2号に規定するものを配置する場合にのみ記入すること。
5 専門技術者は、建設業法第26条の2に該当する場合にのみ記入すること。
6 メールでの提出を可とする。